

第 2 1 期 第 1 4 回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和 5 年 8 月 1 8 日 (金) 公聴会終了後

場 所 佐賀市堀川町 1 番 1 号

佐賀県市町会館 2 階 「大会議室 A」

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 内水面における共同漁業の漁場計画 (案) について (諮問)

(2) 福岡県の内水面における共同漁業権の免許について (諮問)

(3) その他

4 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委 員	有吉	敏和	様
委 員	坂本	兼吾	様
委 員	中村	さやか	様
委 員	藤村	美穂	様
委 員	青木	正敏	様
委 員	田中	和宏	様
委 員	草野	剛	様
委 員	今川	一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 江口 泰蔵

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係 長	寺田	雅彦
主 事	萩原	千春

漁場計画内容（案）

（令和 6 年 1 月 1 日免許）

佐 賀 県 内 水 面

共同漁業権

1 共同漁業

(1) 公示番号 別表のとおり

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 別表のとおり

イ 漁業の名称 別表のとおり

ウ 漁業の時期 別表のとおり

エ 漁場の位置 別表のとおり

オ 漁場の区域 別表のとおり

カ 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

(3) 制限又は条件

毎年度、佐賀県内水面漁場管理委員会が定める増殖計画を実施しないときは、免許を取り消すことがある。

(4) 免許予定日 令和6年1月1日

(5) 申請期間 令和5年9月25日から令和5年10月24日まで

(6) 関係地区 別表のとおり

備考 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

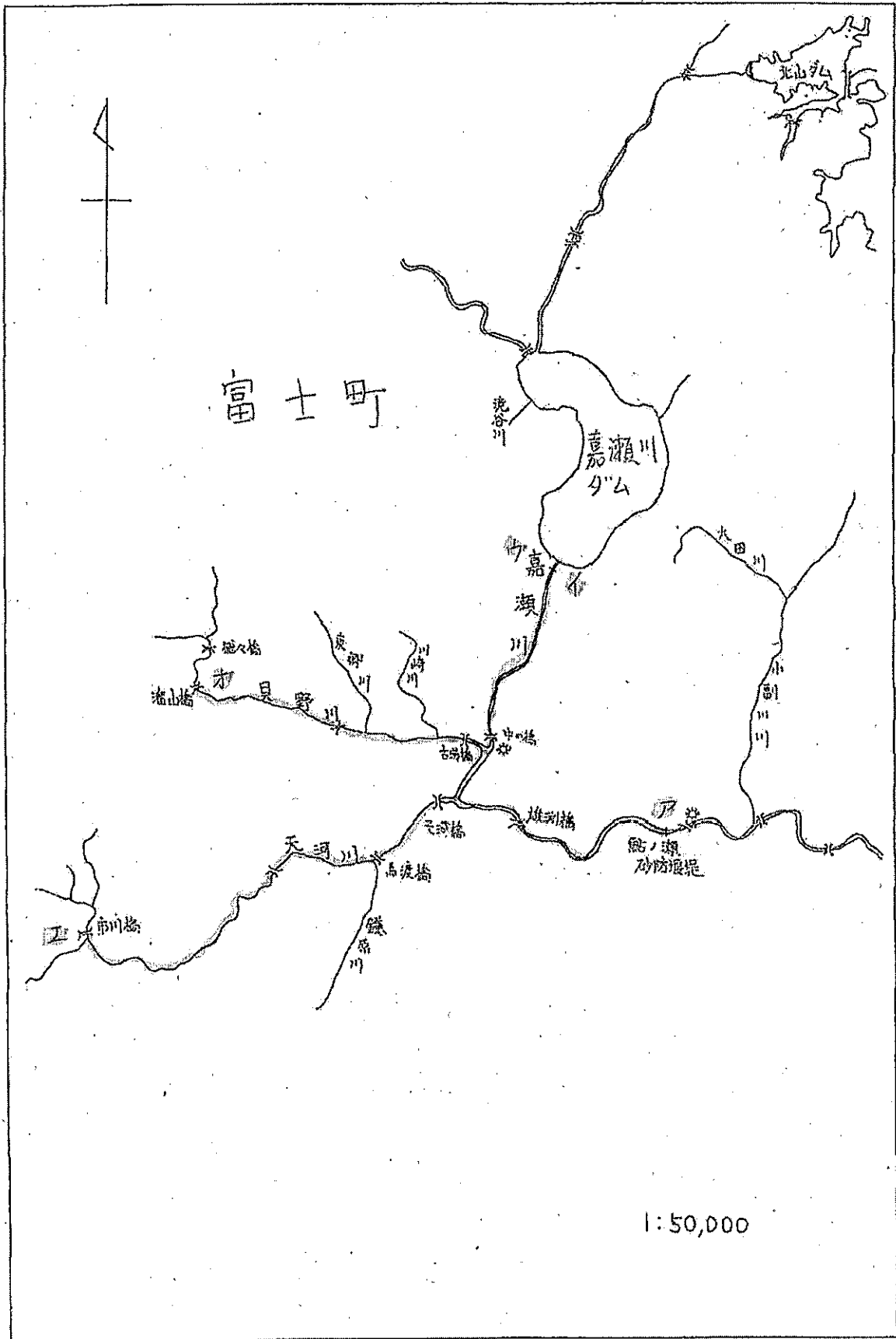
漁場計画図 別図のとおり

別 表

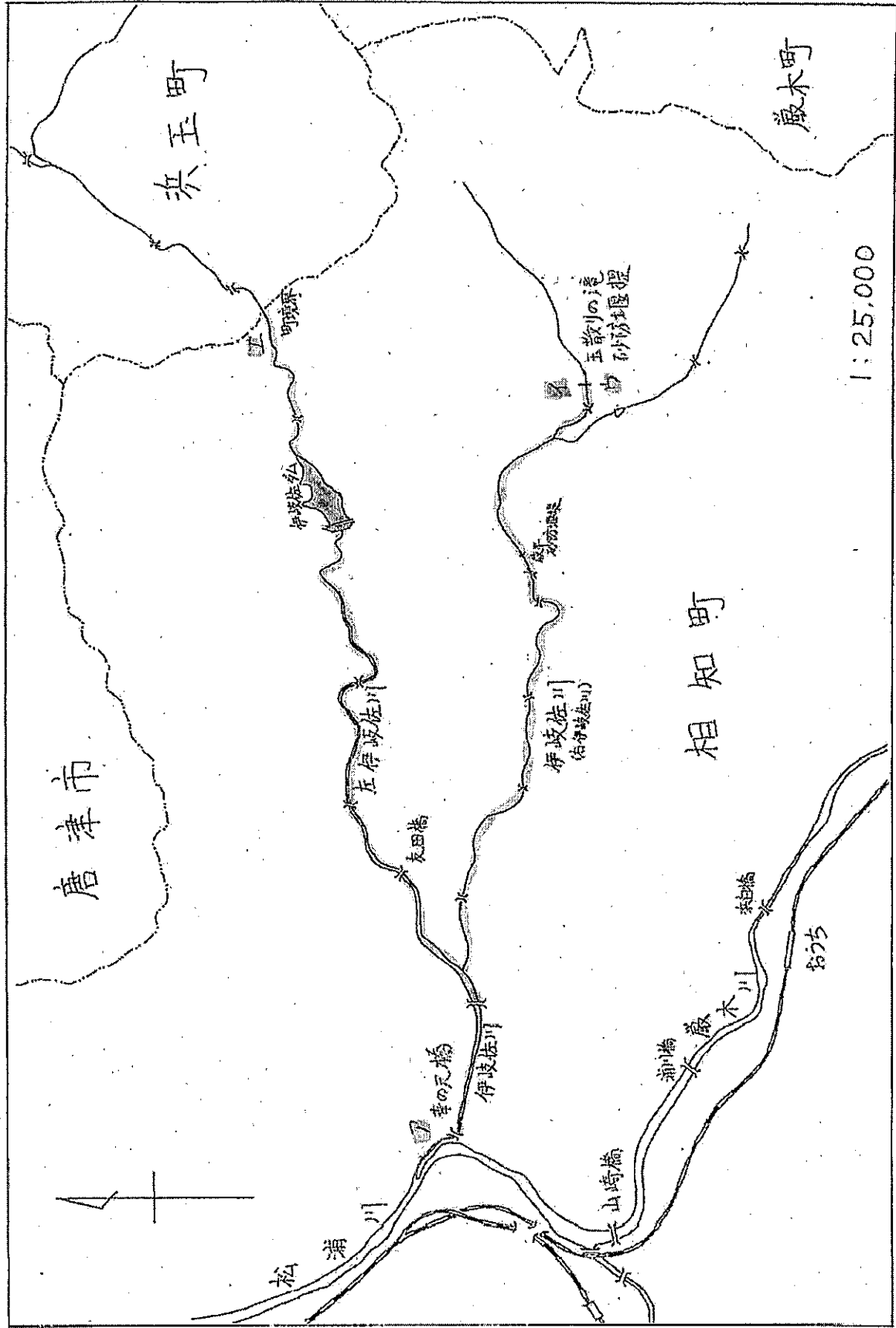
公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁 業 の 位 置	漁 場 の 区 域	関係地区
内 共 第 1 号	第 5 種 共同漁業	やまめ漁業 こい漁業 おいかわ・かわ むつ漁業	2月1日から 9月30日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	佐賀市富士町内の嘉瀬 川、天河川及び貝野川 の水域。	次の基点アから基点イと基点ウを結ん だ直線の延長線上に至る嘉瀬川本流、基点 エから下流の天河川及び基点オから下流 の貝野川の水域。 基点ア 佐賀市富士町大字上熊川鮎ノ 瀬砂防堰堤上流端 基点イ 北緯 33 度 23 分 15 秒 8454 東経 130 度 12 分 56 秒 8820 基点ウ 北緯 33 度 23 分 16 秒 1457 東経 130 度 12 分 56 秒 3213 基点エ 佐賀市富士町大字市川市川橋 上流端 基点オ 佐賀市富士町大字市川溜山橋 上流端	佐賀市富士 町
内 共 第 2 号	第 5 種 共同漁業	やまめ漁業 あゆ漁業 こい漁業 おいかわ・かわ むつ漁業 うなぎ漁業 しろうお漁業 もくずがに漁 業	2月1日から 9月30日まで 6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 4月30日まで 1月1日から 12月31日まで	唐津市浜玉町及び七山 内の玉島川、浜玉町内の 谷口川、今坂川、小川川、 戸房川及び真手野川並び に七山内の狩川川、樽門 川、野井原川、徳正川、 細川川、馬川川、桑原川、 滝川川、袋底川、仲子 川、岳川、大屋敷川、 木浦川及び仁部川の 水域	次の基点アから上流の玉島川本流、谷口 川、今坂川、小川川、戸房川、真手野川、 狩川川、樽門川、野井原川、徳正川、細川 川、馬川川、桑原川、滝川川、袋底川、仲 子川、岳川、大屋敷川、木浦川及び仁部川 の水域 基点ア 唐津市浜玉町大字浜崎 JR 筑肥線 鉄橋下流端	唐津市浜玉 町及び七山
内 共 第 3 号	第 5 種 共同漁業	やまめ漁業 あゆ漁業	2月1日から 9月30日まで 6月1日から 12月31日まで	唐津市相知町内の伊岐 佐川及び左伊岐佐川の 水域	次の基点アから基点イと基点ウを結ん だ直線に至る伊岐佐川本流及び基点エか ら下流の左伊岐佐川の水域 基点ア 唐津市相知町大字伊岐佐幸の 元橋上流端	唐津市 相知町

		こい漁業	1月1日から 12月31日まで		基点イ 唐津市相知町大字伊岐佐玉散 りの滝下流側第1番目の砂防堰堤 右岸側上流端から 13.9 メートル の地点	
		ふな漁業	1月1日から 12月31日まで		基点ウ 唐津市相知町大字伊岐佐玉散 りの滝下流側第1番目の砂防堰堤 左岸側上流端から 13.9 メートル の地点	
		おいかわ・かわ むつ漁業	1月1日から 12月31日まで		基点エ 唐津市相知町と浜玉町との境界	
		もくずがに漁 業	1月1日から 12月31日まで			

【内共第1号】





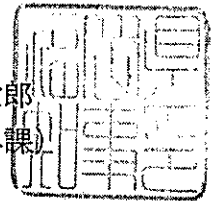


5 水第 8 7 6 号

令和 5 年 8 月 9 日

佐賀県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局水産振興課)



内水面における共同漁業権の免許について（諮問）

このことについて、漁業法第 7 0 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

令和 5 年 5 月 2 9 日付けで、福岡県内水面漁場計画を改正して公示したところ、別添一覧のとおり免許申請があったので、貴委員会の意見を求めます。

内水面 共同漁業権一覧表(令和5年9月1日から令和15年8月31日まで)

番号	申請者 (共同申請者)	関係地区に住所を 有し、1年に30日以 上水産動植物を採 捕または養殖する 者の属する世帯数 (A)	関係地区に住所を 有する組合員であっ て1年に30日以上水 産動植物を採捕ま たは養殖する者の 属する世帯数	A × 2/3	総会開催月日 (令和5年)	総会日における 正組員数	出席した正組員数
内共第3号	佐賀県有明海漁業協同組合 ほか6漁協	325 省略	325 省略	217 省略	6月8日 省略	1,393 省略	1,125 省略

第五種共同漁業権の増殖計画

番号	申請者 (共同申請者)	フナ	ウナギ	テナガエビ	モクズガニ
内共第3号	佐賀県有明海漁業協同組合 ほか6漁協	3,300尾	6,000尾	20,000尾	3,000尾

福岡県内水面漁場計画（改正）

1 福岡県内水面漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

（1） 漁業権に関する事項

①～②③ 省略

④公示番号 内共第3号

ア 漁場の位置 筑後川本流の福岡県久留米市城島町（基点第11号、基点第12号）から下流域及び同支派流

イ 漁場の区域 基点「第11号」及び「第12号」を結ぶ直線と基点「第15号」及び「第16号」を結ぶ直線との間の筑後川本流、基点「第17号」及び「第18号」を結ぶ直線から上流の早津江川、基点「第7号」及び「第8号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第29号」及び「第30号」を結ぶ直線から下流の開平江川、基点「第31号」及び「第32号」を結ぶ直線から下流の寒水川、基点「第33号」及び「第34号」を結ぶ直線から下流の井柳川、基点「第35号」及び「第36号」を結ぶ直線並びに基点「第37号」及び「第38号」を結ぶ直線から下流の大島江川、基点「第39号」及び「第40号」を結ぶ直線から下流の鯉津江川、基点「第41号」及び「第42号」を結ぶ直線から下流の田手川、基点「第43号」及び「第44号」を結ぶ直線から下流の城原川、基点「第45号」及び「第46号」を結ぶ直線から下流の佐賀江川並びに基点「第47号」及び「第48号」を結ぶ直線から下流の中地江川の区域

基点第11号 福岡県久留米市城島町と同市三潴町境標柱

基点第12号 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角

基点第15号 福岡県柳川市セツ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石

基点第16号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石

基点第17号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦西南角に設置した標柱

基点第18号 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和搦北東角に設置した標柱

基点第7号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側右岸橋台角

基点第8号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側左岸橋台角

基点第29号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錠井樋右岸角

基点第30号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錠井樋左岸角

基点第31号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、银杏橋下流側右岸橋台角

基点第32号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、银杏橋下流側左岸橋台角

基点第33号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側右岸橋台角

基点第34号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側左岸橋台角

基点第35号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井樋右岸角

基点第36号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井樋左岸角

基点第37号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井樋右岸角
 基点第38号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井樋左岸角
 基点第39号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鯉津江井樋右岸角
 基点第40号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鯉津江井樋左岸角
 基点第41号 佐賀県神埼市千代田町託田、城東橋下流側右岸橋台角
 基点第42号 佐賀県神埼市千代田町下板、城東橋下流側左岸橋台角
 基点第43号 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字堂地、新橋下流側右岸橋台角
 基点第44号 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字堂地、新橋下流側左岸橋台角
 基点第45号 佐賀県佐賀市諸富町大字大堂、加与丁橋下流側右岸橋台角
 基点第46号 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、加与丁橋下流側左岸橋台角
 基点第47号 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、中地橋下流側右岸橋台角
 基点第48号 佐賀県佐賀市蓮池町大字貝島、中地橋下流側左岸橋台角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	〃
〃	てながえび漁業	〃
〃	ふな漁業	〃
〃	もくずがに漁業	〃
〃	うなぎ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 福岡県柳川市、大川市、三潴郡大木町、筑後市、久留米市（ただし、久留米市田主丸町、同市北野町を除く）、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市川副町、佐賀市諸富町、三養基郡みやき町、鳥栖市

キ 条件 なし

㉔～㉚ （省略）

2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

(1) 内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別添1のとおり

(2) 漁場図 別添2のとおり

3 免許予定日

(1) （省略）

(2) 内共第1号から内共第10号まで 令和5年9月1日

4 3に係る申請期間

(1) （省略）

(2) 内共第1号から内共第10号まで 令和5年6月30日から同年7月31日まで

5 類似漁業権以外の漁業権 （省略）